

仙台市環境影響評価審査会 議事録（要旨）

■日 時 平成 27 年 10 月 29 日（木） 午前 10 時 00 分～12 時 00 分
■場 所 市役所本庁舎 2 階第 1 委員会室
■出席委員 持田委員、永幡委員、遠藤委員、大熊委員、西條委員、
丸尾委員、森田委員、山田委員、横山委員
■欠席委員 風間委員、廣田委員、松木委員、松八重委員、山口委員、山崎委員
■事務局 佐藤環境局次長兼環境部長、瀧澤環境企画課長、田中環境共生課長、
菊地環境対策課長、環境調整係

■ 報 告

- ・仙台市高速鉄道東西線建設事業に係る事後調査報告書（第 8 回）案について
- ・都市計画道路川内旗立線整備事業に係る事後調査報告書（第 7 回）案について
- ・仙台市茂庭土地区画整理事業に係る事後調査報告書（第 1 回）案について

■そ の 他

- ・環境影響評価制度に係る対象事業の追加について

■ 事業者 事業者 1 仙台市高速鉄道東西線建設事業 事業局
事業者 2 都市計画道路川内旗立線整備事業 事業局
事業者 3 仙台市茂庭土地区画整理事業 事業者

事務局	【次第 1 開会】 ・審査会成立報告
事務局	【次第 2 資料確認】 ・資料確認
持田会長	【次第 3 報告】 《公開・非公開の確認》 原則公開。ただし、個人のプライバシー及び希少な動植物の生息場所に関する事項があれば非公開とする。 →（各委員了承） 議事録署名 遠藤委員に依頼 →（遠藤委員了承） それでは報告に入る。
持田会長	1 件目の「仙台市高速鉄道東西線建設事業事後調査報告書（第 8 回）案」について、事務局から説明をお願いする。
事務局	仙台市高速鉄道東西線建設事業については、平成 17 年 8 月 10 日に評価書の公告を行った。今回は工事中の環境影響についての事後調査報告書（第 8 回）の案について事業局より報告いただく。
事業者 1	（資料 1 について説明）

持田会長	それでは、只今の説明に対して、委員からのご質問、ご意見はないか。
横山委員	<p>特定外来生物のアレチウリについて、今回は根ごと抜くということを徹底して実施したようだ。6月時点の対応としては問題ないと思うが、8月時点では既に開花結実が始まっている可能性がある。根ごと抜くために長いツルを引きずって抜去すると、種子がこぼれ新たな繁殖を導く可能性がある。根ごと抜かなくとも一年草なのでいずれ枯れるため、開花個体を確認し、もし結実しているようであれば種子が飛び散らないよう丁寧に地上部を除去することの方が重要である。もし、今後もアレチウリの除去を続けるのであれば、その辺りをご配慮いただきたい。</p>
事業者1	承知した。
横山委員	平成27年度も調査しているのか。
事業者1	調査した。9月と10月に最終確認をしたが、アレチウリは見つからなかつた。
横山委員	事業に関係なく、今アレチウリは宮城県でも増えているので、気を付けていただきたい。
	次に移植植物に関し、ヤブムラサキとシュンランについて平成25年度より開花・結実率が低下した理由を年変動によるものだと結論付けているが、それは安易ではないかと思う。年変動という言葉は、時系列に沿って増減するものであり、減少しているものに使用するものではない。
持田会長	他に意見はないか。
山田委員	53ページの一番町の地下水位の変化に関し、グラフを見ると平成26年7月から平成27年1月まで、積算降水量があるにも関わらず水位が回復していないようだが、これは何か要因があるのか。あるいは、今回の報告書に記載はないものの、今年度の調査で順調に回復しているのか伺いたい。
事業者1	平成26年7月から平成27年1月の水位低下の要因は確認していないが、今年度の調査結果の速報によれば水位は順調に回復しているようだ。
山田委員	地下水位は何m程度まで回復しているのか。
事業者1	平成27年9月時点でGL-3m程度まで回復している。
	この地下水位が低下した時期は、地下鉄駅の出入口に合築の藤崎のビルの根切り工事が実施されていた時期だったので、その影響もあったのではと考えている。
山田委員	分かった。
持田会長	GL-3mという数字は、水位が元に戻ったと考えてもいいのか。
事業者1	平成27年6月時点でGL-8m、7月時点でGL-5.5m、8月時点でGL-4m、9月時点でGL-3.3mという形で、月に1m程度回復が見られる。これらは速報値であるため、考察の上、来年度報告する。

持田会長	最終的には水位は回復するということで良いか。
事業者 1	そのように考えている。
持田会長	他に意見はないか。
遠藤委員	70 ページの 5.2 鳥類（猛禽類）営巣確認調査の調査方法に関し、ビデオ撮影についての記載がないのではないか。66 ページには記載があるが、ビデオの設置方法やその際のオオタカへの配慮等を記載した方が良いのではないか。
事業者 1	承知した。
遠藤委員	それと、88 ページの図のタイトルが抜けている。また、91 ページの右の二つの図に年度の記載がない。
事業者 1	修正する。
持田会長	他に意見はないか。
森田委員	調査年度と異なり、今年度の話で恐縮だが、9 月の関東・東北豪雨で植物園内が一部崩落し、一般の人が立ち入れないエリアがあると思う。この豪雨による植物園のオオタカへの影響について状況が分かればお聞きしたい。
事業者 1	速報だが、青葉山つがいと、治山の森つがいについては、繁殖を確認していると聞いている。一方、植物園つがいについては、繁殖の確認ができていないと聞いている。この件については 11 月 18 日にオオタカの専門家を交えた会議があるので、そこで話を伺った上で、来年報告させていただきたいと思う。
森田委員	承知した。
持田会長	他に意見はないか。
永幡委員	事後調査計画について 1 点質問がある。供用後の列車の振動調査を行うのは当然だと思うが、騒音の影響についてはどうか。特に荒井の車両基地周辺には現在住宅が建っていると思うが、その辺りの調査はどのように考えているのか。
事業者 1	平成 27 年 9 月末から営業ダイヤ並みでの列車運行訓練を開始しているが、運行訓練開始前の平成 27 年 1 月から 3 月にかけて全線に渡り騒音・振動を測定している。測定地点は民地と道路の境界や、例えば急カーブの場所等の列車の騒音・振動が大きくなると予想される場所を選んでいる。 今度は同じ地点で列車走行後の調査を、営業開始から深夜まで、連続して測定する予定である。
永幡委員	今回の報告書に記載はないが、測定は実施しているということか。
事業者 1	事後調査計画では供用後は、振動について 1 か所、一番町で実施することとしていたが、今まで列車が走っていなかった所を走行することになるので、近隣住民の方からいろいろお話を寄せられることも考慮し、他の場所での騒

	<p>音・振動についても数値として把握しておく必要があると考え、走行前後の比較ができるよう測定を実施した次第である。</p>
永幡委員	<p>測定しているということなら問題ない。測定結果については次年度ご報告いただけるのか。</p>
事業者 1	<p>必要があればそのようにしたいと考えている。</p>
持田会長	<p>荒井車両基地の周辺に多く人が住んでいることを考慮すれば、アセスの事後調査として実施すべきではないか。</p>
事業者 1	<p>環境影響評価を行った当時は、多くの人が荒井地区周辺に居住することになることは予想していなかったが、確かに荒井車両基地や荒井駅南側には住宅地も多く張り付いているので、追加報告を検討したいと思う。</p>
永幡委員	<p>ぜひ、お願いしたい。</p>
持田会長	<p>それではこの件については以上とする。本日の質問、意見を事後調査報告書の作成に出来る限り反映させるようにご配慮をお願いする。</p>
	(事業者入れ替え)
持田会長	<p>次に「都市計画道路川内旗立線整備事業事後調査報告書（第7回）案」について、事務局から説明をお願いする。</p>
事務局	<p>都市計画道路川内旗立線整備事業については、平成17年9月30日に評価書の公告を行った。今回は工事中の環境影響についての事後調査報告書（第7回）の案について事業局より報告いただく。</p>
事業者 2	<p>（資料2について説明）</p>
持田会長	<p>それでは、只今の説明に対して、委員からのご質問、ご意見はないか。</p>
横山委員	<p>先ほどの東西線建設事業の報告書では、アレチウリの抜去方法が詳細に記載されていた。本件においても確認個体を除去したとあるが、具体的にどのように除去されたのか。</p>
事業者 2	<p>アレチウリに関して、9月に確認したものは引き抜き持ち帰っている。平成22年から巡回調査の中で対応をしているが、かなり数は抑えられていると考えている。</p>
横山委員	<p>承知した。ご説明の内容が分かるような記載にしていただきたい。9月の巡回調査で確認されたということだが、巡回はそれ以前から実施していたのであれば、もう少し早く確認できなかつたのか。確認状況の写真を見ても分かるが花序が出ている。アレチウリは秋に花が咲くので、なるべく開花前にうまく除去できるような体制を整えていただきたい。</p>
持田会長	<p>他に意見はないか。</p>
丸尾委員	<p>残土に関して、2車線工事に伴う発生量が予測結果と事後調査結果では一桁ぐらい違っているが、これはどういった理由か。</p>
事業者 2	<p>予測については、トンネル工事を含めているが、実際トンネル工事にまだ</p>

	着手していないため事後調査結果がかなり少ない数値になった。 その旨説明を加えていただきたい。
丸尾委員	承知した。
事業者2	トンネルはこれから着手するのか。
持田会長	平成23年に都市計画道路の整備計画の見直しがあり、トンネル区間については、当面工事に着手しないこととなったので、だいぶ先である。
事業者2	先に延ばしたということであれば、そのように記述してほしい。他に意見はないか。
持田会長	62ページの第2節、1.地形、地質に関し、今後も集中豪雨や大雨によって地形変化や渦水が発生する可能性があると思う。これらが発生してからモニタリングや確認作業を行うということになっているが、事前にこういう箇所で起こりそうだという地点をある程度予測しておく必要はないのか。
山田委員	危険な箇所は、大体把握しているので、日常の業務の中で確認作業を進めたいと思う。
事業者2	現状の記載では、モニタリングは今回の問題が起きた箇所に留まると受けとられかねないので、きちんと網羅しているということでご報告いただきたい。
山田委員	承知した。
事業者2	42ページの図6-1-1の断面図を見ると、柱の断面が縮小する部分は土の中に書いてあるが、43ページの写真6.1.1-5に橋脚の足元が土砂崩れした様子が示されており、その部分が露出していて大丈夫かと心配になるのだが。
持田会長	43ページの右下の写真をご覧いただきたいが、右岸橋脚の法面側には側溝を整備しており、水はその側溝路を流れしていく。安全対策が講じられていることから問題ないと考えている。
事業者2	承知した。では他に意見はないか。それでは、これでこの件については以上とする。本日の質問、意見を事後調査報告書の作成に出来る限り反映されるようにご配慮をお願いする。
	(事業者入れ替え)
持田会長	次に「仙台市茂庭土地区画整理事業環境影響事後調査報告書(第1回)案」について、事務局から説明をお願いする。
事務局	仙台市茂庭土地区画整理事業については、平成21年9月14日に評価書の公告を行った。今回は工事中の環境影響についての事後調査報告書(第1回)の案について事業者より報告いただくが、評価書公告より長期間経過しているので、そのことへの対応も含めご報告いただきたい。
事業者3	(資料3について説明) ※事業者3より、提出した資料に不備があるので、その点を修正したいと考

	えていること、そのために必要なご助言を委員から賜りたい旨の発言があった。
持田会長	本来であれば、本日は事後調査報告書案を事業者にご報告いただき、それに対する委員の意見をもとに事後調査報告書を作成いただくという流れになるが、今回は事業者が一から作り直すと言っているので、もう一度この第一回目の報告書案が出てくるという前提で、今のご説明に対してご意見を委員の皆様からいただきたい。
佐藤環境局次長兼環境部長	事務局の方から、もう一度整理させていただきたい。本件については、工事着手が当初平成 22 年頃を予定していたものが、その後着手が遅れたものの評価書の公告の日から 5 年以上は経過していない案件であるということで、環境影響評価の手続きそのものをやり直す必要はないという法規上の整理をさせていただいた。他方、評価書から長期間経過していることを踏まえ、動物・植物・生態系の調査の検証については、評価書時点とではなく工事着手直前の状況と比較するのが適当であろうということで、事業者の方で今回秋だけであるが自然環境調査に着手したという次第である。これらを踏まえてご意見を頂戴したい。
持田会長	先ほど事業者の説明では、評価書では動植物調査を通年で実施しているにもかかわらず、今回の工事着手直前の調査は秋季だけとなっている点に疑問を感じるということであったが、委員の先生方、特に動植物が専門の先生方のご意見を伺いたい。
森田委員	まずは一言申し上げたい。実際に誰が調査・報告をしようとも、この場で報告するからには、本事業の事業者として報告をするべきものだ。また、この場で「このように修正すれば良いと思う」と提案を聞いてもしようがない。ここで報告されるべきは、提案した内容が既に盛り込まれた結果である。
	次に、動植物の話ではないが、この事業は土地区画整備事業としては非常に特殊で、すでに幹線道路が 2 本通っているところに商業ロードサイドの計画を持ってくるというものであり、さらに言えば、地区内人口は約 25 人ということで、ほとんど住居機能を持たない。7 ページの計画変更をみると、ロードサイドの商業・業務地への導入路が廃止されており、また、区画道路の幅員が狭められている箇所が見受けられる。導入路が減れば、渋滞の原因になるため、このような変更は疑問だ。計画が変更されたのであればその経緯を知らせていただきたい。
持田会長	動植物調査に関しては如何か。
横山委員	評価書の時点からこれほど長期間経過しているのであれば、本来はもう一回環境アセスをやり直すべきかと思うが、条例上 5 年以内という規定がある以上は仕方ないと言わざるを得ない。そのような中、秋季調査だけとはいえ、

	<p>このように調査が実施されたことはそれなりに評価したい。ただし、移植植物の追跡調査に関しては、正直情報が足りないと言わざるを得ない。本当に確認ができなかったのか、それとも調査時期が悪かっただけなのか疑問が生じる。対象種のことを考えれば、この時期でも確認は可能だと思われるが、例えば現況の写真を添付するなどして、きちんと調査したことを示していただきたい。</p>
事業者 3	<p>動物の方は遠藤委員からお話しいただくと思うので、自分からの発言は控えるがおそらく同じような問題が出てくると思う。今回の案件は（事業者が言うような）今回の調査結果に関してどうこうという問題ではなく、今後どうしたらいいかということを考えなくてはならないと思う。</p>
持田会長	<p>概況調査時の写真があるかどうかを確認する。もしくは今の状況の写真を撮影することも検討する。</p>
遠藤委員	<p>他に意見はないか。</p>
事業者 3	<p>9月はちょうど夏鳥の繁殖が終了する時と冬鳥が飛来する中途の時期ということで、確かに確認できない種は多数あると思うが、ただ本当は調査する義務がないにもかかわらず、調査をされたということは評価に値すると思う。他方、これでは工事着手前と今の関係が見えてこないのも事実である。評価書時点から現在までどのように変化したか時系列で分かる資料をつけていただきたい。工事をするという前提になっていたということは、この辺りが数年放棄されていたということだと思う。その放棄されていたことも含めて、ここがどのように変化していったのかということを評価すべきと思う。</p>
遠藤委員	<p>評価書の時点と工事着手前の秋季のデータを比較することにより、環境の変化を評価することは可能かと思うが、引継ぎの際、季節別のデータ入手できなかった。</p>
事業者 3	<p>評価書時点のデータは引き継がれていないのか。</p>
持田会長	<p>残念ながら、（巻末資料のような）リストアップされた目録はあるが、実際に調査した業者の季節別の生データは入手できていない。しかし、目録を基に、それぞれの季節に見られる種を選別し、工事着手前の調査結果と比較することは可能かと思う。</p>
事業者 3	<p>この巻末資料にある既往調査と平成26年度調査を比較すると、季節に関する記載がないので、これだけ見ると既往調査から平成26年度調査の間に、多くの種が消えてしまい、残った種だけに気を配ればいいと言っているよう見えるがそういう意図ではないことは今日良く理解した。表現等をもう少し考えて頂いて、この中で既往調査の秋の分と平成26年度調査の秋の分と比較するなど、なるべく厳密に比較していただきたい。</p>
	<p>それは技術的に可能だと思うので、ぜひそのようにしたい。</p>

持田会長 永幡委員	<p>では他に意見はないか。</p> <p>確認させていただきたいが、現在の事後調査計画を見ていると、例えば騒音・振動の調査を、工事完了後の1年後から2年後に実施する予定であったものが、工事完了直後に実施するよう変更している。当初は、工事完了から1~2年経つことで、商業施設が稼働して車の流れが定常状態になった上で調査することを考えていたと思うが、工事完了直後からそのような定常状態になっているのか。</p>
事業者3	<p>事後調査の工程に関しては41ページに示しており、騒音・振動の調査は平成29年度実施を予定している。</p>
事務局	<p>事務局の方から補足をさせていただきたい。永幡委員がおっしゃる通り、その点は我々事務局側も非常に懸念をしており、事業者に対し事前に指摘をしていた。しかしながら、平成30年度に組合解散が予定されており、供用後の調査は組合解散までに行わなければならないという事情があった。今後の詳細な調査のタイミングについては、商業施設の張り付き合い具合などを見ながら、直前まで事業者と詰める必要があると考えており、事業者ともそのように打ち合わせをしている。</p>
永幡委員	<p>ある程度商業施設が張り付いた後に調査しないと意味が全くないので、その意味では出来るだけ後ろ倒しにした方がいいと思う。一方で、組合として調査が可能な時期という問題もあると思うので、調査時期の設定についてはきちんと考えていただきたい。</p>
持田会長	<p>他に意見はないか。それでは、これでこの件については以上とする。今回の指摘を踏まえて、次回の改訂版の報告書案をご検討いただきたい。</p>
	<p>【次第4 その他】</p>
持田会長	<p>続いて次第4 その他で何かあるか。</p>
事務局	<p>事務局から「環境影響評価制度に係る対象事業の追加」について報告させていただきたい。</p>
田中環境共生 課長	<p>(当日配布資料について説明)</p>
持田会長	<p>それでは只今のご説明に対して、委員の皆様からご質問、ご意見等ございましたらお願いします。</p>
横山委員	<p>1ページの表の下の注に県立公園の規模要件に関する記述があり、火力発電所を除くとあるがどういうことか。県立自然公園等には火力発電所は建たないということか。</p>
事務局	<p>火力発電所は他の発電施設のような面的な事業ととらえておらず、全地域で出力3万キロワット以上を対象とすることを想定している。</p>
横山委員	<p>県立自然公園の中に3万キロワットの火力発電所ができても構わないとい</p>

	うことか。
佐藤環境局次長兼環境部長	決してそのような考えではない。環境影響評価は事業自体を制限するものではなく、実施される場合の環境影響を評価するものだ。実際に建設が可能か否かは、県立自然公園条例など、土地利用等に関わる別の定めによって判断されるものである。
横山委員	例えば、山形県の海沿いに風力発電所が多く建設されるということで少々問題になっている。海沿いの県立自然公園の中にも風力発電に適した場所が出てくると思うが、県立自然公園の中に大きな発電所がいくつも建つというのは如何なものかという思いがある。
永幡委員	太陽光発電所に関し、20 ヘクタール以上となっているが、太陽光発電所を作る際の標準的な大きさはどのくらいか。
田中環境共生課長	太陽光発電所はごく小さなものから 100 ヘクタールを超えるまで非常に幅広く、標準的な大きさというのではない状況だ。
永幡委員	20 ヘクタール規模のものは数が多いのか。
佐藤環境局次長兼環境部長	個人が所有する遊休地を活用する場合は、通常ごく小規模だ。一方、造成や森林の伐採を伴い、事業として実施するような場合には、20 ヘクタールというような規模が出てくる。
永幡委員	承知した。
持田会長	参考資料によれば、宮城県が 75 ヘクタールとなっている。そうすると 75 ヘクタールより大きくなると県の方になるのか。
事務局	仙台市域内の事業であればこの条例の規模で適用される。仙台市域外であれば、宮城県の規模要件が適用される。
持田会長	承知した。
山田委員	例えば同一事業者、もしくは関連業者が分割して太陽光発電所を設置する場合、(1つ1つは 20 タール未満ということで) 20 ヘクタールという数字がある種の逃げ道になりかねないのではないか。それに対する対策を考える必要があるのではないか。
事務局	環境省の方でも、風力発電に関し、たとえ事業者が違っていても同一地域で建設する場合には、一連の事業とみなして環境影響評価を実施している。ただ事業者が違うという理由だけで、手続きを逃れられるというものではない。
山田委員	その場合、仙台市が同一地域で同じような事業が立ち上がった際には、事業者が環境影響評価を逃れることができないよう、きちんと把握しておく必要があるのではないか。すなわち同一の業者ではないので別々に申請がなされるわけだが、申請された地域を押さえておいて、結果的に同一地域で足し合わせて 20 ヘクタールを超えたたら環境影響評価の対象になるようきちんと監視

	ておく必要があると思う。
佐藤環境局次長兼環境部長	環境影響が懸念されるケースというのは、主に市西部の丘陵地で行われる森林伐採を伴うようなメガソーラー事業だ。このような案件は本市の「杜の都の風土を守る土地利用調整条例」の対象になることから、実際に着手される段階において把握をしてきた。しかし残念ながら、事業者が、どこにどのような土地を持っていて、固定価格買取制度に関する経済産業省の設備認定を取得していたり、電力会社と連系の協議を行っているかという状況は把握できていないというのが実情だ。委員が指摘されたような懸念が現実のものとなる可能性は否定できない。
山田委員	我々審査会において、これを見逃していくのかと疑問を感じた次第だ。
佐藤環境局次長兼環境部長	なお、今後新たに経済産業省の設備認定の申請をする場合には、あらかじめ事業計画を地元自治体等に説明するような手続きが義務付けられると聞いている。
横山委員	実際山形県で今話に出てきたようなことが発生しており、しかもその事業者の1つが山形県という状況である。本当に汚いやり方をすれば、20ヘクタールを非常に細かく分割して、土地改変に関する手続きすら一切必要なない面積で、極端に言えばパネル一枚を一事業者が持つというようなことを、しようと思えばできるわけだ。規制を厳しくすれば厳しくするほど、似たような案件が発生すると思うので、その辺は仙台市の指導力が問われると思う。適切な対応に努めたい。
佐藤環境局次長兼環境部長 持田会長 大熊委員	(本日初めてご出席の) 大熊委員から何か意見はないか。 現在、太陽光発電所に関し問題になっている案件が増加しており、また、石炭火力発電所についても温暖化に関する目標達成の観点で大きな問題になっていることから、これらを環境影響評価の対象に追加することは非常に意味のあることであり、歓迎したい。規模要件に関し、20ヘクタールという規模はかなり大きいという印象を持つが、他の面的開発事業の規模要件も全て20ヘクタールということを踏まえれば妥当であると思う。あとは先ほどお話をあったとおり、適用逃れをいかに防ぐかという工夫が大事かと思う。
持田会長	それでは、事務連絡に移る。事務局からお願いしたい。
事務局	【次第5 事務連絡】 <ul style="list-style-type: none">・追加意見の聴取 本日審議した事業について追加意見 11月5日(木) 夕方5時まで・次回審査会日時 平成27年11月26日(木) 10:00~・予定案件 未定
事務局	【次第6 閉会】

《審査会終了》

平成28年 / 月 / 日

仙台市環境影響評価審査会会長

氏名 手荷田 灯

仙台市環境影響評価審査会委員

氏名 遠藤 葵緒子

